

Ⅱ 就労による経済的自立

1. 勤労観・職業観を形成し、社会人・職業人として必要な能力を身につけた人材を育成するためのキャリア教育・職業教育の実施

(1) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業【継続】〔経済産業省〕

(2) 学校におけるキャリア教育・職業教育の推進【継続】〔文部科学省〕

(1) キャリア教育民間コーディネーター育成・評価システム開発事業

ニート・フリーターの増加や若者の早期離職問題などにより、早期の段階から職業への意欲を高めるキャリア教育の重要性が増してきています。

効果的なキャリア教育の実施に当たっては、産業界の協力が欠かせないものとなりますが、そのためには産学双方の事業に通じたコーディネーターとなる地域のNPOなどの役割が非常に重要です。

このため、平成21年度においては、キャリア教育のコーディネーターに必要な知識・技能等を備えた人材を育成するための研修プログラムの開発等の事業を全国9地域で実施し、キャリア教育コーディネーターを育成するためのガイドラインを策定しました。

22年度においては、ガイドラインに準拠したコーディネーターの育成研修を行うとともに、自立可能なキャリア教育の仕組みを構築し、地域で一体となったキャリア教育を推進していきます。

詳細は…

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/index.html>

(2) 学校におけるキャリア教育・職業教育の推進

改正教育基本法において、教育の目標の一つとして「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」が新たに盛り込まれたことや新学習指導要領などを踏まえ、各学校においては、子どもたち一人ひとりの発達の状況を的確に把握し、必要な基盤となる能力や態度の育成を通じ、勤労観・職業観等を形成するため、子どもたちの発達段階に応じて、学校の教育活動全体を

通した体系的なキャリア教育を推進しています。また、一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育である職業教育を推進しています。

平成21年度は、学校におけるキャリア教育・職業教育の推進のため、以下の事業を実施しました。

① 発達段階に応じたキャリア教育支援事業

小・中学校の発達段階に応じた組織的・系統的なキャリア教育プログラムの開発などの調査研究を実施。

〔指定地域数〕6地域

② 高等学校におけるキャリア教育の在り方に関する調査研究

高等学校、特に普通科高校におけるキャリア教育の充実のため、

- i) 高等学校段階におけるキャリア教育の充実
- ii) 外部の専門的な人材の配置及びその活用方法
- iii) 卒業者及び中退者への支援の在り方 等の調査研究を実施。

〔指定校数〕119校

③ 小学校におけるキャリア教育の指導内容の充実

小学校からの組織的・系統的なキャリア教育を推進するため、その基盤たるべき小学校におけるキャリア教育の具体的な指導内容・指導方法を取りまとめた「小学校キャリア教育の手引き」を作成し、全国の教育委員会及び小学校等に配布。

④ 目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）事業

農業、工業、商業などの専門高校で、社会や地域のニーズに応じて、スペシャリストの育成のために先導的な取組を行う専門高校等を目指せスペシャリストに指定し、支援を実施しています。

〔指定校数〕32校（平成22年3月31日現在）

〔参考〕指定校の取組例

- ・地域の大学・研究機関等と連携した専門的職業人（技能者）の育成方策
 - ・有用性の高い新品種等の開発支援方策
 - ・専門高校生が受験可能な高度資格に挑戦する学力を付ける支援方策
 - ・職業教育を通じた起業家精神の育成
 - ・専門高校の技術力を生かした海外協力
 - ・研究成果の特許出願への挑戦支援方策
- ※学習指導要領によらない教育課程の編成等も可能

詳細は…

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/07/1279582.htm

⑤ 地域産業の担い手育成プロジェクト

専門高校と地域産業界が連携して、ものづくりや食・くらしを支え、地域産業を担う専門的職業人の育成を関係省庁（経済産業省、国土交通省、農林水産省、水産庁）と共同で実施しています。

〔指定地域数〕56地域（平成21年度）

- ◆ものづくりを支える専門的職業人の育成
 - ・製造業関連（経済産業省と連携）…29道府県
 - ・建設関連（国土交通省と連携）……………6県
- ◆食・くらしを支える専門的職業人の育成
 - ・農業関連（農林水産省と連携）……………12県
 - ・水産関連（水産庁と連携）……………9県

詳細は…

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/03/1258957.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/03/1259492.htm

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/21/06/1268403.htm

⑥ 高等教育段階における推進

高等教育段階では、現在の厳しい雇用情勢や、学生の多様化に伴う卒業後の移行支援の必要性等を踏まえ、学生が、それぞれの専門分野の知識・技能とともに、職業を通じて社会とどのように係っていくのか、明確な課題意識と具体的な目標をもち、それを実現するための能力を身につけられるようにすることが課題となっています。こうした問題意識から、平成22年2月に大学設置基準及び短期大学設置基準が改正され、大学・短期大学が、教育課程の内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導等に取り組むこと、また、そのための体制を整えることが定められました。さらに、この改正を踏まえ、平成22年度からは、学生の社会的・職業的自立が図られるよう、大学の教育改革の取組を支援する「大学生の就業力育成支援事業」が開始されています。

2. フリーターの正規雇用化の支援等

(1)「フリーター等正規雇用化プラン」の推進【継続】〔厚生労働省〕

(1)「フリーター等正規雇用化プラン」の推進

★平成21年度においては、「フリーター等正規雇用化プラン」を推進し、約28.5万人（速報値）の正規雇用（※）を実現しました。

●若者に対する就職支援

①ハローワークにおけるフリーター等の正規雇用化支援

ハローワークにおいて、支援対象者一人ひとりの課題に応じ、職業相談、職業紹介から職場定着に至るまでの一貫した支援を実施。

②ジョブカフェによるきめ細かな就職支援の実施

都道府県の主体的な取組により設置される若者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）において、就職支援を実施。

③トライアル雇用制度等の助成制度の活用による就職促進

ハローワークの紹介により、企業における3ヶ月の試行雇用を行う「若年者等トライアル雇用」（1人4万円、最大3ヶ月）の活用や、年長フリーター等（25歳～39歳）を正規雇用する事業主等に対する若年者等正規雇用化特別奨励金の支給（中小企業1人100万円、大企業1人50万）により、正規雇用化を促進。

④若者への職業能力開発機会の提供

フリーター等の正社員経験の少ない若者を対象に、ジョブ・カード制度等を実施。

※「正規雇用」とは、期間の定めのない雇用

●若者の応募拡大に向けた企業の取組の促進

雇用対策法等を踏まえ、若者の応募機会の拡大等に関する指針の事業主への周知・啓発、指導を徹底するとともに、若者の人材確保に悩む企業等に対する相談・助言を実施。

●今後の取組

平成22年度においても、引き続き「フリーター等正規雇用化プラン」を推進することにより、フリーター等が安定した職に就くことができるよう、支援を実施しています。

●関連サイト

詳細は… <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha.html>

3. 雇用の維持

(1) 雇用調整助成金の拡充等【拡充】〔厚生労働省〕

(1) 雇用調整助成金の拡充等

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させることにより雇用を維持する場合、当該事業主に対してその賃金等の一部を助成しています。

平成21年度においては、経済情勢及び雇用情勢の悪化を踏まえ、助成内容の拡充および要件緩和を行い、以下のような助成内容となっています。

●大企業（雇用調整助成金）

休業等・出向に係る費用の助成率：2／3
教育訓練実施に係る加算額：4,000円

●中小企業（中小企業緊急雇用安定助成金）

休業等・出向に係る費用の助成率：4／5
教育訓練実施に係る加算額：6,000円
※解雇等※を行わない場合の助成率の上乗せ
助成率：大企業 2／3 → 3／4
 中小企業 4／5 → 9／10

(参考) 平成22年3月の実施計画届出件数

事業所数 75,901 事業所
対象者数 1,279,278 人

※解雇等…雇用労働者の解雇の他、有期契約労働者の雇止め、受け入れている派遣労働者の事業主都合による中途契約解除等を含む。

●関連サイト

詳細は… <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>

4. 母子家庭の母親の就労支援

(1) 母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進【継続】〔厚生労働省〕

(1) 母子家庭の母等の自立のための就業支援等の推進

① 母子家庭等対策総合支援事業

母子家庭の母等に対して、就業支援サービスや生活支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業等や看護師等経済的自立に効果的な資格の取得を支援する高等技能訓練促進費等事業等により、自立支援を実施しています。

〔参考〕母子家庭等就業・自立支援センター事業

都道府県・指定都市・中核市が実施主体となり、母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供を行うとともに、弁護士等のアドバイスを受け養育費の取り決めなどの専門的な相談を実施。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/bosikatei/2.html>



<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/boshi-katei.html>

② 生活保護受給者等就労支援事業

母子家庭の母等に対して、ハローワークと福祉事務所等とが連携して、個々の対象者の状況、ニーズに応じたプログラムを策定する等のきめ細かな就労支援を実施しています。

平成 21 年度実績

- ・ 支援対象者数 6,487 人
- ・ 就職率 58.9 %

Ⅲ 健康で豊かな生活のための時間の確保

1. 健康で豊かな生活のための時間の確保

- (1) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業【継続】〔厚生労働省〕
- (2) 労働基準法の改正及び周知・啓発【継続】〔厚生労働省〕

(1) 特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及のための広報事業

法定の年次有給休暇とは別に、企業等において任意に定められている特別な休暇制度を普及させ、労働者の豊かな生活の実現や健康の維持増進を図ることを目的として、主に以下の取組を実施しています。

- ・ ボランティア休暇、リフレッシュ休暇など、実際に特別な休暇制度を導入している企業についての好事例の収集と情報発信
- ・ 全国47都道府県における事業主・労働者向けのセミナーの開催
- ・ 犯罪被害者に遭った労働者の被害の回復のための休暇や裁判員休暇等も含めた特別な休暇制度についての、パンフレットやホームページによる情報発信

パンフレット（犯罪被害者の方々のための休暇について考えてみましょう）

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kinrou/dl/090114-1a.pdf>

(2) 労働基準法の改正及び周知・啓発

★長時間労働を抑制し、労働者の健康確保や、仕事と生活の調和を図ることを目的とする「労働基準法の一部を改正する法律」（平成20年法律第89号）が、平成22年4月1日から施行されました。主な改正内容は、以下のとおりです。

◇時間外労働の割増賃金率の引上げ

- ・ 1か月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率を5割に引上げ（中小企業については、当分の間、適用が猶予される）。
- ・ 時間外労働の限度基準告示において、限度時間（例えば1か月45時間等）を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ等の努力義務の新設。

現行）割増賃金 25%

| | |
|------------|--------------------------|
| ⇒改正後）～45時間 | 割増賃金 25% |
| 45時間超 | 労使で時間短縮・割増賃金率を引き上げ（努力義務） |
| 60時間超 | 割増賃金 50%（法的措置） |

引上げ分割増賃金の支払いに代えて有給の休日付与も可能

◇年次有給休暇の時間単位での取得が可能

年5日以内に限り、時間単位での年休取得を可能とする。

詳細は…

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>